

# 平成28年度 第48回 社会保険労務士試験 解答・解説



以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

## 選択式 解答一覧

### 【問1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	打切補償
B	3年
C	使用者が具体的な指示をしない
D	当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者
E	精神保健福祉士

根拠条文 / A・B：最判 平 27.6.8 専修大学事件、C：法 38 条の 4 第 1 項 1 号、D：法 10 条 2 項、E：則 52 条の 10 第 1 項 3 号

### 【問2】労働者災害補償保険法

A	療養の費用
B	療養に関する指示
C	6 か月間
D	1 か月間
E	2 か月間ないし 6 か月間

根拠条文 / A：法 13 条 3 項、B：法 12 条の 2 の 2 第 2 項、C～E：平 13.12.12 基発 1063 号

### 【問3】雇用保険法

A	生活及び雇用の安定
B	求職活動
C	福祉の増進
D	受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族
E	広域延長給付

根拠条文 / A～C：法 1 条、D：法 58 条 2 項、E：法 67 条

### 【問4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	8割
B	6割
C	厚生年金保険料
D	労働力調査
E	約3分の1

根拠条文 / A～C：平成 23 年「就労条件総合調査結果の概況」参照、D：労使関係総合調査（労働組合基礎調査）参照、E：平成 25 年「労働組合活動等に関する実態調査結果の概況」参照

**【問5】社会保険に関する一般常識**

A		ドイツ
B		大正 11 年
C		中学校修了前の児童であった者
D		1 年間
E		被保険者資格証明書

根拠条文 / A・B：平成 23 年版厚生労働白書 35 頁参照、C：兎手法 12 条 1 項、D：国保則 5 条の 6、E：国保法 9 条 6 項

**【問6】健康保険法**

A		842,000 円
B		45,820 円
C		140,100 円
D		保険者
E		自己

根拠条文 / A～C：令 42 条 1 項 2 号、D：法 88 条 2 項、E：法 88 条 3 項

**【問7】厚生年金保険法**

A		総報酬月額相当額
B		支給停止調整額
C		支給停止基準額
D		相談その他の援助
E		独立行政法人福祉医療機構

根拠条文 / A～C：法 46 条 1 項、D：法 79 条 1 項 2 号、E：法 79 条 4 項

**【問8】国民年金法**

A		安定
B		共同連帯
C		2 年 2 か月
D		13
E		1,000 万円

根拠条文 / A・B：法 1 条、C：平 21 厚労告 529 号、D：則 105 条、E：則 106 条 2 項

# 択一式 解答一覧

## 労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	A	D	D	E	D	B	D	E	C

## 労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	B	D	D	C	B	B	E	A	C

## 雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	A	A	C	B	E	A	E	C	B

## 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	B	E	B	A	C	B	A	E	D

## 健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	B	D	A	C	A	E	D	E	C

## 厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	E	D	C	B	A	D	D	E

## 国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	C	E	C	A	E	B	A	B	D



## 労働基準法及び労働安全衛生法

### 【問1】解答 A

- ア 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のとおり。
- イ × 法 2 条 1 項、コンメンタール『労働基準法 上』69 頁。労働条件は、必ずしも団体交渉によって決定することを要しない。
- ウ 最判 昭 48.12.12 三菱樹脂事件。設問のとおり。
- エ × 法 6 条、昭 23.3.2 基発 381 号、コンメンタール『労働基準法 上』93 頁。私人たる個人又は団体に限らず、公務員も規制の対象となる。
- オ × 昭 22.9.13 発基 17 号。恩恵的な見舞金も、労働協約、就業規則、労働契約等によってあらかじめ支給条件が明確にされているものは、「賃金」にあたる。したがって、正しいものの組合せは、「A (アとウ)」である。

### 【問2】解答 A

- A 法 14 条 1 項 1 号、平 15 基発 1022001 号。設問のとおり。
- B × コンメンタール『労働基準法 上』236 頁。設問の場合には、労働契約の効力が遡及的ではなく、将来に向かって消滅する。
- C × 法 16 条、コンメンタール『労働基準法 上』244 頁。設問のような保証契約を締結することはできない。賠償予定の禁止の対象には、労働者の身元保証人に対して、当該労働者の不履行について違約金又は損害賠償額を予定する保証契約を締結することも含まれる。
- D × コンメンタール『労働基準法 上』248 頁。設問の場合には、前貸の債権と賃金を相殺しても差し支えない。実質的にみて使用者の強制によるものと認められない場合に、労働者が自己の意思によって相殺することは禁止されていない。
- E × 法 18 条 5 項。「4 週間以内に」ではなく、「遅滞なく」である。

### 【問3】解答 D

- A 法 24 条 1 項、則 7 条の 2 第 1 項 1 号、昭 63.1.1 基発 1 号。設問のとおり。
- B 最判 昭 43.3.12 電電公社小倉電話局事件。設問のとおり。
- C 昭 63.3.14 基発 150 号。設問のとおり。
- D × 法 25 条、コンメンタール『労働基準法 上』364 頁。「既往の労働に対する賃金」を支払えば足り、いまだ労務の提供のない期間に対する賃金を支払う必要はない。
- E コンメンタール『労働基準法 上』378 頁。設問のとおり。

### 【問4】解答 D

- A 最判 平 12.3.9 三菱重工長崎造船所事件。設問のとおり。
- B 昭 63.1.1 基発 1 号。設問のとおり。
- C 法 32 条の 4 第 1 項 2 号、コンメンタール『労働基準法 上』430 頁。設問のとおり。
- D × 法 32 条の 5 第 1 項、則 12 条の 5 第 1 項・2 項。いずれか 1 つに該当するのみでは、採用することができない。いわゆる 1 週間単位の非定型的変形労働時間制は、小売業、旅館、料理店又は飲食店の事業の事業場であって、かつ、常時使用する労働者の数が 30 人未満のものにおいて採用することができる。
- E 最判 昭 52.12.13 電電公社目黒電報電話局事件。設問のとおり。

【問 5】解答 E

- A × コンメンタール『労働基準法 下』894 頁。個々の労働契約書に網羅して記載しても、就業規則の作成義務を果たしたもとはならない。
- B × 昭 23.12.25 基収 4281 号。設問の者についても、就業規則に始業及び終業の時刻を定めなければならない。
- C × 法 89 条 3 号の 2、昭 63.1.1 基発 1 号。不支給事由又は減額事由を設ける場合には、これらも就業規則に記載する必要がある。
- D × 昭 23.7.3 基収 2177 号。出勤停止期間中の賃金を支給しないことは、法 91 条違反とはならない。
- E コンメンタール『労働基準法 下』920 頁。設問のとおり。

【問 6】解答 D

A ~ E 則 19 条 1 項 4 号。通常の労働時間 1 時間あたりの賃金額は、賃金が月によって定められている場合には、「賃金の額 ÷ 月の所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には、1 年間における 1 ヶ月平均所定労働時間数)」による金額となる。設問の労働者の労働条件によれば、月によって所定労働時間数が異なる場合に該当し、その 1 ヶ月平均所定労働時間数は、「年間所定労働日数 × 1 日の所定労働時間(休憩時間を除く。) ÷ 1 年間の月数」となる。

したがって、通常の労働時間 1 時間あたりの賃金額を求める計算式は、「300,000 円 ÷ (240 × 7 ÷ 12)」となるため、正しいものは D となる。

【問 7】解答 B

- A 昭 24.12.26 基発 1456 号。設問のとおり。
- B × 昭 33.2.13 基発 90 号。所定の休日に労働させた場合には、その日は、全労働日に含まれない。
- C 昭 22.9.13 発基 17 号。設問のとおり。
- D 平 3.12.20 基発 712 号。設問のとおり。
- E 平 21 基発 1005 第 1 号。設問のとおり。1 日に満たないため時間単位で保有している部分については、当該労働者の 1 日の所定労働時間の変動に比例して時間数

が変更される。設問の場合には、10日と8分の5時間が残っていると考えられるため、所定労働時間の変更後は、10日（1日4時間）と、3時間（比例して変更すると、2.5時間（＝4時間×8分の5）となるが、1時間未満の端数は切り上げる。）が残っていることとなる。

【問8】解答 D

- A 則 117 条。設問のとおり。
- B 則 123 条。設問のとおり。
- C 則 107 条 1 項。設問のとおり。
- D × 参考：則 111 条 1 項。設問のような規定はない。なお、事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が「巻き込まれるおそれ」のあるときは、当該労働者に手袋を「使用させてはならない」。
- E 則 542 条。設問のとおり。

【問9】解答 E

- A 法 2 条 2 号・3 号、昭 47.9.18 発基 91 号。設問のとおり。
- B 法 2 条 1 号。設問のとおり。
- C 昭 47.9.18 発基 91 号。設問のとおり。
- D 法 6 条、第 12 次労働災害防止計画。設問のとおり。
- E × 法 26 条、120 条 1 号。法 26 条違反に対する罰則の規定も設けられている。

【問10】解答 C

- A × 法 61 条 1 項、令 20 条 11 号、則 41 条、則別表第 3。個人事業主である事業者自らが当該業務を行うことについても制限されている。
- B × 令 20 条 12 号、令別表 7、昭 47.11.15 基発 725 号。建設業以外の事業を行う事業者にも適用される。
- C 法 61 条 1 項、令 20 条 6 号、則 41 条、則別表第 3。設問のとおり。
- D × 法 61 条 1 項、令 20 条 7 号、則 41 条、則別表第 3。設問の業務には、「移動式クレーン運転士免許を受けた者」でなければ就くことができない。
- E × 法 61 条 1 項、令 20 条 15 号、則 41 条、則別表第 3。設問の業務は就業制限の対象とはならない。高所作業車運転技能講習を修了した者その他厚生労働大臣が定めるものでなければ就くことができないのは、作業床の高さが「10メートル以上」の高所作業車の運転の業務である。



## 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。）

### 【問1】解答 C

- A 法3条1項、労基法9条、平18基発1002004号。設問のとおり。
- B 法3条1項、労基法9条、昭23.3.17基発461号。設問のとおり。
- C × 法3条1項、労基法9条、昭24.4.13基収886号。設問の者には、労災保険法が適用される。設問の者は、看護師見習いの業務のかたわら家事その他の業務に従事する場合であっても、看護師見習いが本来の業務であり、通常これに従事する場合は、労働者に該当するためである。
- D 法3条1項、労基法9条、平9.9.18基発636号。設問のとおり。
- E 法3条1項、労基法9条、昭25.8.28基収2414号。設問のとおり。

### 【問2】解答 B

- A 昭25.6.8基災収1252号。設問のとおり。
- B × 昭27.12.1基災収3907号。業務上の負傷とは認められない。休憩時間中は、事業主の管理下にある限り、なお事業主の支配下にあるため、業務遂行性は認められるが、原則として自由な行動が許されているのであるから、休憩時間中の個々の行為それ自体は私的行為に該当する。したがって、休憩時間中の災害は、それ自体が事業場施設やその管理などに起因して発生したものでない限り、一般的には業務起因性が否定される。設問の負傷は、被災労働者が拾った不発雷管を、針金でつついて遊んでいたことに起因するため、業務起因性が否定される。
- C 昭23.6.1基発1458号。設問のとおり。
- D 昭29.11.24基収5564号。設問のとおり。
- E 昭38.9.30基収2868号。設問のとおり。

### 【問3】解答 D

- A 昭49.6.19基収1276号。設問のとおり。
- B 法7条3項、則8条4号、昭62.3.30発労徴23号・基発174号。設問のとおり。
- C 昭53.5.30基収1172号。設問のとおり。
- D × 昭49.11.15基収1867号。通勤災害とは認められない。設問の労働者が喫茶店に立ち寄って過ごした行為は、通常通勤の途中で行うような「ささいな行為」には該当せず、就業の場所から住居への移動の「中断」に該当する。また、その中断は、日用品の購入等の日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものとも認められないため、中断した後の移動は通勤とは認められない。したがって、設問の負傷は、通勤災害とは認められない。
- E 昭49.6.19基収1739号。設問のとおり。

### 【問4】解答 D

- A 昭 30.7.13 基収 841 号。設問のとおり。
- B 昭 24.7.22 基収 2303 号。設問のとおり。
- C 昭 31.4.27 基収 1058 号、昭 31.9.22 基収 1058 号。設問のとおり。
- D × 昭 23.7.10 基災発 97 号。設問の場合は、葬祭料の範囲に属するものと見るべきであると解されている。
- E 昭 25.10.6 基発 916 号。設問のとおり。

【問 5】解答 C

- ア 労基則別表第 1 の 2、昭 53.3.30 基発 186 号。設問のとおり。
- イ 平 21 基発 0723 第 14 号。設問のとおり。
- ウ 平 21 基発 0723 第 14 号。設問のとおり。
- エ × 昭 23.1.9 基災発 13 号。設問の疾病の再発は、新たな業務上の事由による発病でなくても、業務上の疾病と認められる。再発は、原因である業務上の負傷又は疾病の連続であって、独立した別個の負傷又は疾病ではないためである。
- オ × 法 7 条 3 項。設問の場合であっても、当該逸脱の間は、通勤としない。逸脱又は中断が、日常生活に必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合においては、その前後の移動は通勤とするが、当該逸脱又は中断の間は通勤としない。

したがって、正しいものは三つであるため、正解は C である。

【問 6】解答 B

- ア 法 12 条の 8 第 2 項、16 条の 2 第 1 項、労基法 78 条。設問のとおり。
- イ × 昭 41.1.31 基発 73 号。設問の妻は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものにあたるため、遺族補償年金を受けることができる。遺族補償年金を受けることができる遺族となるためには、「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」ことが必要である。この「労働者の収入によって生計を維持していた」とは、もっぱら又は主として労働者の収入によって生計を維持していたことを要せず、労働者の収入によって生計の一部を維持していれば足りる（いわゆる共稼ぎもこれに含まれる。）。したがって、死亡した労働者と同程度の収入があり、生活費を分担して通常の生活を維持していた妻も、これにあたるため、遺族補償年金を受けることができる。
- ウ 法 16 条の 4 第 1 項 3 号。設問のとおり。
- エ × 法 16 条の 6 第 1 項 2 号、16 条の 7 第 1 項。設問の者（遺族補償年金の受給権を失権したもの）であっても、遺族補償一時金の受給権者となり得る。遺族（補償）一時金の受給権者に該当するか否かは、労働者の死亡の当時の身分関係によって判断する。したがって、遺族（補償）年金の受給権を有していたが、失権事由に該当したことによりその権利を失った者であっても、その者以外に遺族（補償）年金を受けることができる遺族がなく、かつ、すでに支給された遺族（補償）年金（遺族（補償）年金前払一時金を含む。）の合計額が、給付基礎日額の 1,000

日分に満たない場合には、遺族（補償）一時金の受給資格者となり、その最先順位者であれば、受給権者となる。

オ 法 16 条の 7 第 1 項 3 号。設問のとおり。

したがって、誤っているものの組合せは、「B（イとエ）」である。

【問 7】解答 B

- A 特別支給金則 12 条。設問のとおり。
- B × 特別支給金則 3 条 1 項。「算定基礎日額」ではなく、「休業給付基礎日額」である。
- C 特別支給金則 5 条の 2 第 1 項、昭 56.6.27 基発 393 号。設問のとおり。
- D 特別支給金則 19 条。設問のとおり。
- E 特別支給金則 7 条 1 項。設問のとおり。

【問 8】解答 E

- A × 則 6 条 2 項 1 号。「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」は、対象ではない。有期事業の一括の対象となる事業は、建設の事業又は「立木の伐採の事業」である。
- B × 則 6 条 1 項。設問中の「期間中に使用する労働者数が常態として 30 人未満であること」は要件ではない。有期事業の一括に係る規模要件は、それぞれの有期事業の規模が、(1)概算保険料の額が 160 万円未満、かつ、(2)「建設の事業にあつては請負金額が 1 億 8,000 万円未満、立木の伐採の事業にあつては素材の見込生産量が 1,000 立方メートル未満」であることである。
- C × 法 7 条、則 6 条 3 項。有期事業の一括は、法律上当然に行われる。事業主が、一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に届け出ることによって行われるのではない。なお、一括有期事業開始届は、一括の対象となるそれぞれの有期事業を開始したときに提出するものであり、その提出期限については設問のとおりである。
- D × 昭 40.7.31 基発 901 号。設問の事業については、その後、有期事業の一括のための要件を満たすに至った場合でも、有期事業の一括の対象とされない。
- E 則 6 条 4 項。設問のとおり。

【問 9】解答 A

- ア × 参考：旧法 37 条。都道府県労働局歳入徴収官に対し、異議申立てを行うことはできない。平成 28 年 4 月 1 日施行の改正により、労働保険徴収法の規定による行政庁の処分（概算保険料に係る認定決定等）については、すべて行政不服審査法に基づく「厚生労働大臣への審査請求」の対象とされた。
- イ × 行審法 4 条 4 号。「都道府県労働局に置かれる労働者災害補償保険審査官」ではなく、「厚生労働大臣」である。
- ウ × 行審法 2 条。「再審査請求」ではなく、「審査請求」である。
- エ 参考：旧法 38 条。設問のとおり。平成 28 年 4 月 1 日施行の改正により、不服申立ての前置の規定が削除された。これにより、事業主は、行政庁の処分について、

厚生労働大臣に審査請求をするか、又は裁判所に直ちに提訴する（処分の取消しの訴えを提起する）かを選択することができることとなった。

オ × 行審法 12 条 1 項。事業主は、代理人によって不服の申立て（代理人による審査請求）を行うことができる。

したがって、正しいものは一つであるため、正解は A である。

【問 10】解答 C

ア 昭 40.11.1 基発 1454 号。設問のとおり。

イ × 法 12 条 3 項、20 条 1 項。労災保険率を上下させる制度は、「継続事業（一括有期事業を含む。）」のメリット制である。「有期事業（一括有期事業を除く。）」のメリット制は、確定保険料の額を上下させる制度である。

ウ 法 12 条 3 項。設問のとおり。

エ 法 12 条の 2。設問のとおり。

オ × 法 12 条 3 項、則 17 条の 2。「鉱業の事業」ではなく、「建設の事業」である。

したがって、誤っているものの組合せは、「C（イとオ）」である。



## 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。）

### 【問1】解答 A

- A × 則 13 条 1 項。「転勤前」ではなく、「転勤後」である。
- B 則 141 条。設問のとおり。
- C 則 14 条の 2。設問のとおり。
- D 則 12 条の 2。設問のとおり。
- E 行政手引 22101。設問のとおり。

### 【問2】解答 A

- ア 行政手引 53002。設問のとおり。
  - イ 法 15 条 4 項 1 号、37 条 1 項、行政手引 53003。設問のとおり。
  - ウ × 法 37 条 4 項、行政手引 53004。設問の場合には、傷病手当は支給されない。傷病手当の支給日数の限度は、所定給付日数から、すでに基本手当の支給を受けた日数を差し引いた日数である。延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、すでに所定給付日数分の基本手当の支給を受けている。
  - エ × 法 37 条 3 項。「基本手当の日額に 100 分の 80 を乗じて得た額」ではなく、「基本手当の日額に相当する額」である。
  - オ × 則 63 条 1 項。傷病の認定は、原則として、職業に就くことができない理由がやんだ「後における最初の支給日まで」に受けなければならない。
- したがって、正しいものの組合せは、「A（アとイ）」である。

### 【問3】解答 A

- ア 則 17 条の 2 第 4 項、27 条 2 項、行政手引 51401、53104。設問のとおり。
  - イ 行政手引 51254。設問のとおり。
  - ウ 法 15 条 3 項、則 23 条 1 項 1 号、行政手引 51351。設問のとおり。
  - エ × 法 15 条 3 項、則 24 条 1 項。「4 週間に 1 回ずつ直前の 28 日の各日」ではなく、「1 カ月に 1 回、直前の月に属する各日」である。
  - オ 行政手引 51256。設問のとおり。
- したがって、誤っているものは一つであるため、正解は A である。

### 【問4】解答 C

- A × 法 20 条 3 項。設問の場合には、前の受給資格に基づく基本手当の残日数分を受給することはできない。受給資格者が、受給期間内の再離職に際して、新たな受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、新たな受給資格等に基づく求職者給付が支給され、前の受給資格に基づく基本手当は支給されない。
- B × 法 20 条 1 項、則 30 条、行政手引 50271。配偶者の出産を理由とした受給期間の延長は、認められない。いわゆる就労不能の場合の受給期間の延長が認められる

出産は、「本人の出産」に限られる。

C 法 20 条 1 項 2 号、22 条 2 項 1 号。設問のとおり。

D × 法 20 条 1 項・2 項、行政手引 50286。受給期間は、さらに延長される。定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日がある場合には、さらに受給期間の延長が認められる。

E × 行政手引 50281。設問の場合には、受給期間の延長は認められない。定年退職者等に係る受給期間の延長が認められるためには、60 歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合にあっては、「当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと」という要件が求められる。設問の場合には、再雇用の期限が到来する前に離職しており、上記の要件を満たしていない。

【問 5】解答 B

A × 行政手引 52205。設問に掲げる間（離職理由による給付制限期間）については、失業の認定を行う必要はない。

B 法 32 条 1 項 3 号、行政手引 52151。設問のとおり。

C × 則 57 条 1 項、59 条 5 項 2 号。設問の期間について、技能習得手当は支給されない。技能習得手当は、基本手当の支給の対象となる日について支給される。

D × 法 32 条 1 項 1 号。設問の場合には、基本手当の給付制限（職業訓練拒否による給付制限）は受けない。

E × 則 48 条。職業紹介及び職業指導は、設問の受給資格者に対しても、行うものとなっている。

【問 6】解答 E

A 則 101 条の 2 の 12 第 1 項。設問のとおり。

B 法 60 条の 2 第 5 項、則 101 条の 2 の 10 第 2 号、行政手引 58212。設問のとおり。

C 法 62 条 1 項 6 号、則 115 条 19 号。設問のとおり。

D 法 60 条の 2 第 4 項、則 101 条の 2 の 7 第 3 号。設問のとおり。

E × 法附則 11 条の 2 第 4 項。失業している日が通算して 7 日に満たない間（基本手当の待期間）については、教育訓練支援給付金は支給されない。

【問 7】解答 A

ア × 法 12 条。租税その他の公課は、常用就職支度手当として支給された金銭を標準として課することができない。

イ 法 75 条。設問のとおり。

ウ × 法 73 条、83 条。「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」ではなく、「6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」である。

エ 法 66 条 1 項 3 号、法附則 13 条 1 項。設問のとおり。

オ 法 74 条。設問のとおり。

したがって、誤っているものの組合せは、「A (アとウ)」である。

【問8】解答 E

- A 則1条1項2号、3項1号、4条2項。設問のとおり。
- B 則1条1項3号、3項2号、4条2項。設問のとおり。
- C 則78条1項、則附則1条の3、2条1項。設問のとおり。
- D 法45条、則76条3号。設問のとおり。
- E × 法45条、則76条2号。「所轄公共職業安定所長」ではなく、「所轄都道府県労働局長」である。

【問9】解答 C

- A × 法23条1項。設問の場合に、下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料を納付しなければならないのは、「元請負人」ではなく、「下請負人」である。
- B × 法31条4項。一般保険料も負担する義務がある。
- C 法24条、則54条、コンメンタール『労働保険徴収法』456頁。設問のとおり。
- D × 法25条2項。印紙保険料の認定決定に係る追徴金の割合は、「100分の10」ではなく、「100分の25」である。
- E × 則38条3項2号。認定決定に係る印紙保険料については、日本銀行に納付することもできる（納付先は、日本銀行又は所轄都道府県労働局収入官吏）。なお、現金で納付しなければならないという点は、正しい（雇用保険印紙により納付することはできない。）。

【問10】解答 B

- ア × 法41条1項。労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、労働保険徴収法の規定により、「2年」を経過したときに、時効によって消滅する。
  - イ × 国税通則法72条2項、74条2項、コンメンタール『労働保険徴収法』583頁。設問の場合であっても、政府は時効で消滅している労働保険料等の徴収権を行使することはできない。
  - ウ 法41条2項、徴収関係事務取扱手引。設問のとおり。
  - エ 則72条。設問のとおり。
  - オ コンメンタール『労働保険徴収法』591・592頁。設問のとおり。
- したがって、誤っているものは二つであるため、正解はBである。

